

令和7年度 地域共創・セクター横断型
カーボンニュートラル技術開発・実証事業
(スタートアップ企業に対する事業促進支援事業)

よくある質問 (Q&A)

一般社団法人静岡県環境資源協会 (SERA)

1. 事業概要・目的

Q: 本事業の目的を教えてください。

A: スタートアップを主とした中小企業等が行うエネルギー起源 CO2 の排出抑制に資する研究開発事業等を支援することにより、新規産業の創出・成長による脱炭素社会の実現に資することを目的とします。

Q: 本事業はどのフェーズを対象としていますか？

A: フェーズ1 (POC・FS) 支援が対象です。エネルギー起源 CO2 排出削減に資する技術シーズの事業化検討に必要な概念実証 (POC) 及び実現可能性調査 (FS) を行う事業が対象となります。

Q: 対象となる技術シーズはどのようなものですか？

A: 2030年温室効果ガス削減目標の達成に向けたエネルギー起源 CO2 排出削減に資する技術シーズが対象です。再生可能エネルギー導入促進設備・機器、未利用資源等の新たな再エネ導入、大幅な省 CO2・省エネルギー設備・機器、蓄電池を活用した再エネ利活用促進、再エネを使った水素・アンモニア等の製造・利用などが例として挙げられます。テーマ枠を設けず幅広く対象とします。

Q: 非エネルギー起源 CO2 の削減技術も対象になりますか？

A: 対象になりません。本事業は国内のエネルギー起源 CO2 排出量の削減に貢献する技術シーズに限ります。非エネルギー起源の CO2 排出量の削減、森林などの吸収源、排出した後の CO2 の吸収に関する技術シーズ等は対象外です。非エネルギー起源 CO2 の排出抑制に関しては「環境保全研究費補助金 (イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)」をご参照ください。

2. 応募資格・申請者

Q: 誰が応募できますか？

A: ①科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第14項に規定する中小企業者であって、概ね15年以内に創業した民間企業等、②個人または個人事業主、③その他環境大臣の承認を得て SERA が適当と認める者、が申請できます。

Q: 創業 15 年を超える企業は一切応募できませんか？

A: 原則として「概ね 15 年以内に創業した」企業が対象ですが、③「その他環境大臣の承認を得て SERA が適当と認める者」に該当する可能性があります。詳細は SERA へお問い合わせください。

Q: 共同事業者との応募は可能ですか？

A: 可能です。詳細な共同応募の条件については SERA へお問い合わせください。

3. 補助金額・補助率

Q: 補助金の交付額、補助率を教えてください。

A: 本事業は定額補助（上限 1,000 万円）になります。

4. 補助対象経費

Q: どのような経費が補助対象になりますか？

A: 交付規程別表第 2 及び第 3 に掲げる費用のうち、補助事業に直接必要な経費であって、当該補助事業で使用されたことを証明でき、かつ、補助事業の実施期間内に支払いが完了するものが対象です。

Q: 設備を購入して補助対象にできますか？

A: 本事業では設備等はリース・レンタルでの対応を原則としています。リース・レンタルの対応ができない設備については、応募申請書類に設備名・数量・理由を記載する必要があります。

Q: 補助対象外となる経費の例を教えてください。

A: ①補助事業に直接かかわらない人件費、②補助事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費、③既存施設の撤去・移設・廃棄・処分費用、④予備設備・将来使用予定の設備の購入費・工事費、⑤補助事業期間外（交付決定前及び事業完了後）の支出、⑥官公庁等への申請・届出等に係る経費、⑦本補助金への応募手続きに係る経費、などが補助対象外の代表例です。

Q: 交付決定前に発注・着工した経費は補助対象になりますか？

A: なりません。契約・発注・着工は補助金の交付決定日以降に行うものとされています。交付決定前の支出は補助対象外となりますのでご注意ください。

5. 審査・選定

Q: 審査の手順を教えてください。

A: ①提出された応募書類等をもとに書類審査を実施し、②審査委員会等において厳正に審査・選定します。必要に応じて WEB 方式によるヒアリングが実施されます。基本的な要件に適合しない応募については審査を行いません。

Q: 審査基準はどのようなものですか？

A: ①事業実施の重要性・必要性、②技術的新規性・革新性等、③事業化・普及の見込み、④事業が実現した際の CO2 削減効果、⑤目標設定・達成可能性、⑥事業実施基盤（技術基盤・経理状況）の 6 点が審査基準です。

Q: ヒアリングはいつ実施されますか？

A: 令和 7 年 8 月下旬～9 月上旬が予定されています。ヒアリングの実施日は約 5 日前までに個別に通知されます。この期間はなるべく予定を入れないようにしてください。

Q: ヒアリングを欠席した場合はどうなりますか？

A: ヒアリング審査に参加いただけない場合は不採択となる場合があります。ヒアリング日の変更等の対応は基本的にできませんのでご注意ください。

Q: 審査結果に不服がある場合、異議申し立てはできますか？

A: できません。審査結果に対するご意見・お問い合わせには対応いたしません。

Q: 採択件数の上限はありますか？

A: 予算の範囲内で採択されます。

6. 応募書類・提出方法

Q: 提出はどのような方法で行いますか？

A: 原則として jGrants 電子申請システムを利用して申請してください。jGrants での申請には「G ビズ ID (gBizID プライムアカウント)」を事前に取得しておく必要があります。G ビズ ID の取得には時間を要する場合があるため、早めにご準備ください。

Q: ファイルサイズに制限はありますか？

A: 1 ファイルの容量が 15MB を超える場合は、ファイルを複数に分割してアップロードしてください。分割した場合はファイルの総数と順序がわかるようにファイル名を表示してください（例：「02 事業実施内容 1/2」「02 事業実施内容 2/2」）。

Q: 提出後、受領確認はいつ来ますか？

A: jGrants で書類受付後、申請内容を確認した後、申請書類受領の確認メールが送信されます。3 日以内に受領確認のメールが届かない場合は、メールまたは電話にて確認を

行ってください。

7. 採択後・補助事業の実施

Q: 補助事業の実施期間はどのくらいですか？

A: 単年度です。交付決定日以降に補助事業を開始し、交付決定日が属する年度の2月末日までに完了してください。

Q: 補助金はいつ支払われますか？

A: 基本的には精算払いです。SERA から補助金交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出し、内容精査後に支払われます。なお、資金が必要な場合は概算払いも可能です（概算払請求書及び支払い根拠書類の提出が必要）。

Q: 事業計画を変更したい場合はどうすればよいですか？

A: 補助事業の計画に変更のある場合、または変更が生じるおそれがある場合は、必ず SERA に相談し、必要な手続きを取ってください。完了時に判明した計画外の経費は補助対象外となる場合があるので注意してください。

Q: 他の補助事業と重複して応募できますか？

A: できません。他省庁を含む他の公募事業等において実施中の研究開発事業等と内容が類似する事業については、本事業に応募することはできません。また、本事業への応募後に類似事業が他の公募事業等に採択された場合は、直ちに SERA へ連絡してください。

Q: 事業報告会への参加は必須ですか？

A: 必須です。3月中旬（予定）に開く事業報告会に参加し、補助事業について説明を行うことが求められます。なお、事業報告会への参加は採択条件となっていますので、ご了承いただけない場合は応募をご遠慮ください。

Q: 補助事業終了後も報告義務がありますか？

A: 補助事業完了後3年間、年度毎に年度の終了後30日以内に過去1年間の事業成果等について事業報告書を環境大臣に提出する必要があります。また、追跡評価アンケートやヒアリング等のフォローアップ調査へのご協力をお願いする場合があります。なお、フォローアップ調査への協力は採択条件となっていますので、ご了承いただけない場合は応募をご遠慮ください。

Q: 帳簿・証拠書類はいつまで保存が必要ですか？

A: 補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

8. その他・問い合わせ

Q: 問い合わせ先を教えてください。

A: 一般社団法人静岡県環境資源協会 省 CO2 促進事業支援センター

E-mail : sector@siz-kankyou.or.jp

TEL : 054-266-4161 (平日 9:00~17:00) です。

問い合わせは極力電子メールをご利用ください。

メール件名には「問合せ【企業名または氏名】地域共創・セクター横断型 CN 技術開発・実証事業」のように記入してください。

Q: 応募書類の様式はどこから入手できますか？

A: SERA ウェブサイトより電子ファイルをダウンロードして作成してください。「提出書類チェックシート」もウェブサイトからダウンロードできます。

Q: 応募書類に虚偽の内容を記載した場合、どうなりますか？

A: 事業の不採択、採択及び交付決定の取消し、補助金の返還等の措置が取られることがあります。また、不正行為が認められた場合、SERA ウェブサイトを通じて応募者の名称等が公表されます。